**指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護を併せて行う場合の運営規程（参考例）**

※以下は一例に過ぎません。作成に当たっては実態に即した内容とし、重要事項説明書の内容と相違がないよう注意してください。

**○○訪問入浴介護事業所運営規程**

（事業の目的）

第１条　株式会社○○(以下「事業者」という。)が開設する○○訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護事業及び指定介護予防訪問入浴介護事業（以下「訪問入浴介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問入浴介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の指定訪問入浴介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行う。

２　事業所の指定介護予防訪問入浴介護の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために必要な援助を行う。

３　訪問入浴介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４　事業者は、その提供する訪問入浴介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

５　前各項に規定するもののほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)」、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第65号）」その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名　称　○○訪問入浴介護事業所

　二　所在地　○○市○○町・・・・

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一　管理者　１人（常勤１人、併設○○施設の管理者と兼務）

　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　看護職員　○人（常勤○人、非常勤○人）

看護職員は、利用者の健康状態の確認、入浴可否の判断、入浴介助を行う

三　介護職員　○人（常勤○人、非常勤○人）

介護職員は、利用者の入浴介助及びその他必要な援助を行う。

四　事務職員　○人（常勤○人、非常勤○人、併設○○施設の事務職員と兼務）

　　事務職員は、必要な事務を行う。

※具体的な員数ではなく､｢○人以上｣という形の定め方も可能です。

※事務職員は必要に応じて記載してください。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月１４日から同月

１６日まで及び１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間　○○時○○分から○○時○○分までとする。

（訪問入浴介護等の内容）

第６条　訪問入浴介護等の内容は次のとおりとする。

一　利用者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して行う入浴介護

二　その他利用者に対する便宜の提供

（利用料その他の費用の額）

第７条　訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該訪問入浴介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

一　利用者の選定により次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において訪問入浴介護事業を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートルごとに○○円。

　二　利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用として、その実費。

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、利用者から支払に同意する旨の文書を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市（旧○○町の区域を除く）、○○町、○○町及び○○村の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、訪問入浴介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　健康状態に異状等があるときは、その旨申し出なければならないこと。

二　入浴前の食事の摂取に関すること等については、あらかじめ主治の医師等に相談の

上、その指示に従わなければならないこと。

三　その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（衛生管理）

第１０条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

一　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　事業所の従業者は、現に通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第１２条　事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

２　事業所の管理者は、防火管理者を選任する。

３　防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。

４　事業者は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年○月及び○月に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待防止に関する事項）

第１３条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

一　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二　事業所における虐待防止のための指針を整備する。

三　事業所において、従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

四　前３号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１４条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護等の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第１５条　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問入浴介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問入浴介護等の提供を行うよう努めるものとする。

（身体的拘束等）

第１６条　訪問入浴介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１７条　事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後○ヶ月以内

二　継続研修　　年○回

３　事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

４　事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

５　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

６　事業者は、適切な訪問入浴介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、介護保険法並びにこれらの法律に基づく政省令及び岡山県条例に定めるところによるものとする。

　　附　則

　この規程は、平成○年○月○日から施行する。

この規程は、平成△年△月△日から施行する。